



企業型 DC と iDeCo の併用

社会保険労務士 1級 DC プランナー(企業年金総合プランナー) 石渡 和巳

企業型 DC と iDeCo の併用

以前は、企業型 DC 加入者が iDeCo に加入するには、加入を認める企業型 DC の規約の定めが必要でしたが、令和 4 年 10 月からは**企業型 DC の規約の定めを不要とし**月額 55,000 円から各月の企業型 DC の事業主掛金を控除した残余の範囲内(上限 20,000 円)で iDeCo の掛金を各月拠出できるようになりました。

また企業型 DC と確定給付型(DB、厚生年金基金など)に加入する方についても令和 6 年 12 月から月額 55,000 円から各月の事業主の拠出額(企業型 DC の事業主掛金額と確定給付型ごとの掛金相当額の合計額)を控除した額(20,000 円を超える場合は 20,000 円)が上限になります。

その他**マッチング拠出可能な企業型確定拠出年金加入者**については「**マッチング拠出**」か「**イデコ加入**」のどちらかの選択が可能です。

【注】マッチング拠出

マッチング拠出とは、企業型確定拠出年金の事業主の掛金に**従業員が上乗せして掛金を拠出**することができる制度です。

マッチング拠出の**加入者可能掛金は事業主掛金を上回ることもできません**。また事業主掛金との合計で拠出限度額である月額 55,000 円を超えることはできません

併用に伴う iDeCo 掛金額の考え方

例)企業型 DC 事業主掛金が 4 万円の場合

5.5 万円の総枠から企業型 DC の事業主掛金 4 万円を控除して残り 15,000 円の枠が残るため、**5,000 ～ 15,000 円の範囲で 1,000 円単位で iDeCo の掛金額が設定**できます。

例)企業型 DC 事業主掛金が 1 万円の場合

5.5 万円の総枠から企業型 DC の事業主掛金 1 万円を控除して残り 40,000 円の枠が残りますが iDeCo の掛金額の上限は 20,000 円のため **5,000 ～ 20,000 円の範囲で 1,000 円単位で iDeCo の掛金額が設定**できます。

例)DB 掛金相当額が 2 万円、企業型 DC 事業主掛金が 2.5 万円の場合

5.5 万円の総枠から DB 掛金相当額と企業型 DC の事業主掛金の合計 4.5 万円を控除して残り 10,000 円の枠が残るため、**5,000 ～ 10,000 円の範囲で 1,000 円単位で iDeCo の掛金額が設定**できます。

例)DB 掛金相当額が 1 万円、企業型 DC 事業主掛金が 1 万円の場合

5.5 万円の総枠から DB 掛金相当額と企業型 DC の事業主掛金の合計 2 万円を控除して残り 35,000 円の枠が残りますが iDeCo の掛金額の上限は 20,000 円のため **5,000 ～ 20,000 円の範囲で 1,000 円単位で iDeCo の掛金額が設定**できます。

【参考資料】

令和 4 (2022) 年 10 月から企業型 DC 加入者が iDeCo を利用しやすくなります(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000823725.pdf>

・SBI 証券のイデコ資料を希望の方は下記リンクよりお願いします。

https://search.sbisec.co.jp/v2/popwin/affiliate/openaccountlp/openaccountlp_190402_pc_ideco.html?adpr=af_partner_pc_sbi_ideco&waad=VzkKOia7